

## 国民健康保険

国民健康保険事業については、国の制度に基づき運営されているため、基本的な事項は、概ね統一されていますが、保険税の算定方法が1市3町で異なりますので相模原市の制度に統合されます。

【国民健康保険税（年額）】

区 分		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新 市
所得割	医療分	5.70%	6.65%	6.00%	6.50%	相模原市の 制度に統合 します。
	介護分	1.00%	1.05%	1.10%	1.05%	
資産割	医療分	13.20%	35.03%	39.00%	40.00%	
	介護分	3.50%	7.10%	7.90%	7.00%	
均等割 (1人あたり)	医療分	21,900円	22,660円	21,500円	25,200円	
	介護分	4,500円	6,200円	4,700円	6,000円	
平等割 (1世帯あたり)	医療分	22,200円	19,810円	25,000円	25,900円	
	介護分	4,800円	3,800円	5,300円	6,000円	
保険税額 (モデルケース)	医療分	303,600円	349,300円	329,200円	360,000円	
	介護分	46,800円	50,300円	52,300円	52,200円	
	合 計	350,400円	399,600円	381,500円	412,200円	

※ 平成16年度賦課時の税率、金額を使用。

モデルケース 加入者数3人（45歳の夫、38歳の妻、16歳の子） 夫の所得4,000千円 妻と子の所得無し  
固定資産税額 50千円（夫名義で25千円、妻名義で25千円）

## 介護保険

保険料は、介護保険法により3年ごとに事業計画を策定して算定することとされており、新市としての保険料は、平成17年度中に合併後を想定して策定する第3期事業計画（平成18年度～20年度）において算定することとなります。

なお、1市3町の現在の事業計画（第2期事業計画：平成15年度～17年度）を合算して現時点の保険料を試算すると、下記の相模原市の保険料額に近い金額になると見込まれます。

【介護保険料（年額）】

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新 市
第1段階	17,300円	17,880円	16,200円	16,200円	平成17年度中に合 併後を想定した事業 計画を策定し、保険 料を算出します。
第2段階	26,600円	26,820円	24,300円	24,300円	
第3段階	36,900円	35,760円	32,400円	32,400円	
第4段階	46,100円	44,700円	40,500円	40,500円	
第5段階	55,400円	53,640円	48,600円	48,600円	
第6段階	73,800円	—	—	—	

※ 第1段階 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯  
第2段階 世帯全員が住民税非課税  
第3段階 本人が住民税非課税  
第4段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満

第5段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万以上1000万円未満

第6段階 本人が住民税課税で合計所得金額が1000万円以上

注 下線部分は相模原市のみ